

監理支援機関の許可申請手続【施行日前申請用】

R8.4.15 - R9.3.31

1. 監理支援機関の許可に係る施行日前申請について

○育成就労法の施行に先立ち、**施行日前から監理支援機関の許可の申請**（以下「**施行日前申請**」といいます。）を受け付けます。

受付期間は、令和8年4月15日（水）から令和9年3月31日（水）です。


申請は、監理支援事業を開始する6か月以上前までに行ってください。

○期間中は申請が集中することが予想されます。施行日以降早期に監理支援事業を行うことを希望する場合には、**令和8年9月30日（水）まで**に申請を行ってください（ただし、同日までに申請を行った場合であっても、令和9年4月1日の許可を確約するものではありません。提出書類等に不備がないよう、次の提出書類一覧・確認表をよくご確認ください、申請してください。）。

○許可証は監理支援事業を行う事業所ごとに交付されますが、監理支援事業所が複数ある場合でも、事業所ごとに申請を分ける必要はありません。

○なお、**優良な監理支援機関の認定は、制度施行後の一定期間の業務の実施状況等に基づき評価を行いますので、施行日前申請及び制度施行直後の申請受付は行いません。**認定基準の詳細等については、おって育成就労制度運用要領において示される予定です。

2. 申請書・必要書類等について

申請先	申請は、監理支援機関になろうとする法人がどこに所在していても、機構の本部審査課において受け付けます。 <u>地方事務所では受け付けていませんのでご注意願います。</u> 機構本部事務所の連絡先は次のとおりです。 〒108-0022 東京都港区海岸三丁目2番12号 安田芝浦第2ビル5階 外国人技能実習機構本部審査課分室 電話：03-6712-1923
申請方法	書留等（レターパックプラス（赤）など）で郵送（対面による手渡しで届き、受領印又は受領の際の署名を行い、かつ「信書」を送ることができる方式）によりお願いします。
申請書	機構のホームページからダウンロードできます ⇒  (片面印刷でお願いします)。
必要書類	許可申請1件につき、申請書（正本1通）及び添付書類（正本1通）が必要となります。 許可申請における必要書類については、 次の提出書類一覧・確認表 をご覧ください。 ※ 提出された書類（正本）は返却できません。 ※ 申請書を提出する前に必ず提出書類一覧・確認表により不足書類がないか確認願います。